

## 都市機能誘導施設一覧(全13施設)

分類	都市機能誘導施設	定義
行政施設	市役所	深川市役所(支所は除く)
	道の行政施設	総合振興局庁舎、保健所、警察署(交番は除く)、その他行政施設
	税務署	財務省設置法第24条第1項に規定する税務署
文化・交流施設	図書館	深川市生きがい文化センター条例に規定する施設
	拠点的な交流施設	ホールや会議室・研修室等の貸館機能を有し、市民の交流促進、文化創造、生活向上を図る施設のうち、中核となる施設(コミュニティセンター等市内各市街地に位置する施設は除く)
子育て支援施設	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する施設
介護・福祉施設	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設
	総合福祉センター	深川市総合福祉センター条例に規定する施設
医療施設	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
商業施設	スーパー等小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する1,000㎡を超える大規模小売店舗のうち、生鮮食料品を扱うもの
金融施設	銀行	銀行法第2条第1項に規定する銀行の店舗
	地域拠点となる郵便局	ゆうゆう窓口を有する郵便局
交通拠点施設	バスターミナル (複合交通センター)	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル